

茨城県農村経済力測定調査(その2)

(昭和28年7月分)

調査課縣勢調査係

— 結果の概要 —

この結果は「まえがき」でも述べたとおり、昭和28年7月分の結果だけである。つまり月報なのであるが、本県で行った調査の中では画期的なものであると思われるし、種々参考になる点があると思われるので解説するわけである。もとよりこの結果だけで眺めてみるよりは何かこれと対象すべき相手のあつた方がよりわかりやすいと考えるので、手近かな資料であると同時に比較の対象になり得る資料として勤労者の家計調査を選んだ。

家計調査の対象は一般消費世帯である。従つて調査の対象もつまり消費、つまり家計費に重点をおいて行われているものである。生産手段を有する農家についての農村経済力測定調査とは自とその質を異にしていることを前もつてことわつておきたい。

農家と勤労世帯の収入

7月における農家の収入は29,875円、うち農業収入23,569円、農業以外の収入6,306円である。この収入の中には農家は一般消費世帯と異なり自ら生産手段を有しておるので全部を販売するばかりでなく、あるものは大半、あるものは一部を自家消費するのであるから、自家消費については生産者価額のあるものはその価額で、他のものは茨城県農村物価賃銀調査のその月の平均値で評価してある。

この月における農業収入の大半は麦からの収入である。丁度この頃は麦の収穫時期であるためである。現物をも含めたものゝ中では水稻が多いが、農家における常食は米が大半である関係、価額で換算して麦類は約2割にすぎない。

本県で家計調査を行つたのは近くは昭和27年6月と11月の2回である。もつとも昭和28年の11月に行つてはいるが、この結果の公表されるのは昭和29年4月頃と予想されるので問題とはならない。昭和27年の頃と現在とは経済状態は全然異つて来ているのでなまのまゝの資料では比較することは出来ない。しかし現在でも全国で28都市については引続き行つており、その結果は公表されているので、その結果から本県の家計調査を推計したわけである。つまり昭和27年6月と11月における全国と本県の家計調査の割合は「収入総額÷支出総額」なつていような表の構成となつていのでこの額でおさえた6月には1,000:818、11月には1,000:824である。両者を算術平均して821を得たので、この821を昭和28年7月分全国家計調査平均に乗じて本県の家計調査を算出したのである。

次表は農家の収入と勤労世帯の収入をあらわしたものである。

第一表 農家と勤労世帯の収入(単位円) ※

	世帯人員	農業収入	農外事業収入及び内職収入	被傭労賃及び俸給賃与	貸付地小作料及び財産利用収入	被贈収入	その他の収入	計
農 家	6.6	23,569	2,543	2,839	393	498	33	(4,527) 29,875
勤労世帯	4.8	—	387	20,728	238	602	897	(4,773) 22,850

※ 註 ()内は世帯人員1人当り

家計調査に選定された世帯には次の条件が加味されていることを念頭におかれたい。

イ、都市に居住する消費世帯であること。

ロ、次に掲げるものは不適格世帯とする。

- (1) 料理飲食店
- (2) 旅館、支入下宿屋、寄宿舎
- (3) 貸座敷、待合置屋
- (4) 一反歩以上の耕地を耕作する農家、自営漁家 以下略

農業の支出と勤労世帯の支出

農家支出の総計は31,095円、うち農業支出が4,163円、

農業以外の支出621円、租税公課1,419円、家計支出24,892円である。これに対する勤労世帯の支出は21,610円、うち家計支出18,837円、租税公課2,674円、その他の支出99円である。

1 農家と勤労世帯における租税負擔

農家と勤労世帯における租税負擔額の比較は年を通じてみなければ判然としないのである。なぜならば後者は勤労収入による所得税の源泉徴収分が大半であり、毎月々々きまつて控除されるいわば年間を通じて不変的なものであるのに対し、農家におけるそれは殆んどが所得税の申告及び賦課分であり、年に何回かの納期の場合には増大し、それ以外の期においてはわずかの比率を占める可變的なもので占められているからである。

2 農家と勤労世帯の生活程度

農家における家計支出は24,892円、うち飲食費15,698円、被服費2,213円、家計光熱費1,763円、住居費957円、保健衛生費589円、交通通信費341円、学校教育費539円、修養娯楽費538円、交際費610円、臨時費及び雑費1,644円である。これに対する勤労世帯の家計支出は18,027円、うち飲食費8,696円、被服費2,673円、家計光熱費842円、住居費1,128円、保健衛生費1,125円、交通通信費307円、学校教育費615円、修養娯楽費72円、交際費877円、臨時費及び雑費792円である。しかしこれだけの数字では対象

する上からも世帯の構成人員に大きなひらきがあるので1人当りの家計支出を算出してみた。以上の細目の支出面についても生産世帯のそれと、消費世帯のそれでは調査の目的が異つており、このことが結果表の構成にも多分に影響しているのだから、そのままの結果表では使用できないので若干の操作を加えたことは付記しておきたい。それかといつて絶対数においては変りないのである。

次表は世帯人員1人当りの家計支出である。

第二表 農家と勤労世帯の家計支出(世帯人員1人当り) ※

	世帯の構成人員	飲食費			被服費	家計光熱費	住居費	第一生活費	保健衛生費	交通通信費	学校教育費	修養娯楽費	交際費	臨時費及び雑費	第二生活費	合計
		主食	その他	計												
農家	金額	1,560	818	2,378	333	267	145	3,123	89	52	82	82	92	252	649	3,772
	割合(%)	[79.2] (65.6)	41.4 (34.4)	63.1 (100.0)	8.9	7.1	3.8	82.9	2.4	1.4	2.2	2.2	2.5	6.4	17.1	100.0
勤労世帯	金額	647	1,172	1,819	560	176	236	2,791	235	64	129	203	183	166	980	3,771
	割合(%)	[75.2] (35.5)	17.1 (64.5)	48.2 (100.0)	14.8	4.7	6.3	74.0	6.2	1.7	3.4	5.4	4.9	4.4	26.0	100.0

※ 上の表で明らかなように近年農業経営改善とか、生活科学化のとり入れによつて農家の生活程度は向上したとは云え、都市居住の勤労世帯に比べればまだまだ低いことは明らかであろう。偶然にも農家1人当りの家計支出と、勤労世帯1人当りの家計支出とは3,770円強となつたが、農家の占めるエンゲル係数は63.1、勤労世帯のそれは48.2と大きく15%ものひらきがある。エンゲル係数が生活水準を定める最大の要素ではないにしても、勤労世帯の48.2をもつてしても、比較的経済安定の時期とみなされる昭和9年~11年の33.2に比べれば高いこと、つまり生活水準の低いことを意味しているのである。亦農村経済力測定調査では農家で自家消費した米は生産者価額で評価されるのでこれを消費世帯である勤労世帯が実際に買入れた闇価額をも含めた価額で評価しなせばエンゲ

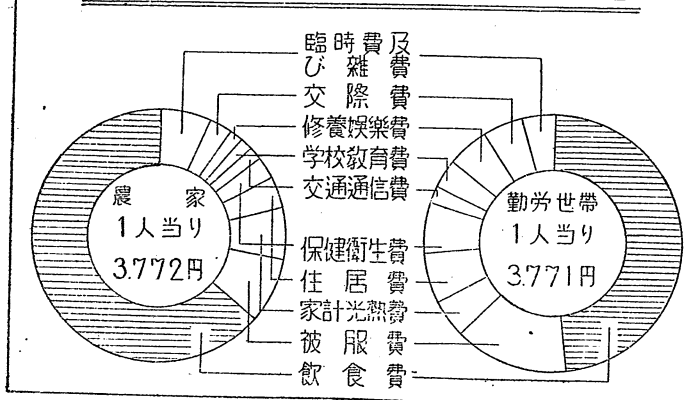
ル係数はもつと高くなるはずである。

また食生活の内容にもふれるようになるが主食—この調査で主食とは米、麦類、雑穀、薯類をいう—のうち米の占める割合は(主食欄〔 〕内の数字)農家では79.2、勤労世帯では75.2で、この昭和9年~11年における係数は81.2である。従つて農家では米だけは経済安定の時期とほとんど変りない量は食べていることなのである。つまり自ら米を生産する関係上、各所で粉食奨励を行つているのであるが、実際はまだまだ米以外のものを加工する経費と労力よりは、むしろ米自体を常食とした方が、その他の利害は計算に入れなくても手軽であるという結論になつているのであろうか。いづれにせよ、食糧需給度向上からいつても、昨年の異常なる冷害から推しても、農家食生活の改善は急を要するとともに、また一方種々の

面で多難を予想されるのである。このことが同時に飲食費のうち主食の占める割合であらわれ、農家では65.6、勤労世帯にあつては35.5となつている。しかもなお、米の消費料は今年の米の端境期を境として農家と勤労のひらきはますます大きくなることは予想されるのである。

第一生活費とは飲食費から住居費までの全額を合計したもので、これを係数であらわしたものは農家では82.7、勤労世帯では74.0である。産業構成の方で農、林、水産、鉱業を原始産業、あるいは第一次産業というと同様に、原始生活、つまり衣食住の最低の生活に要する費用で

農家勤労世帯1人当りの家計支出の割合



ある。この係数の小さい程、文化の程度は高いといわれているのであるが、農家の82.7をもつては文化生活はほど遠いということになるのである。ちなみに昭和9年～11年の第一生活費係数は66.0であつた。第二生活費とは保健衛生費から臨時費及び雑費までの金額を合計したものである従つて第一生活費係数が増大すれば第二生活費係数は減少し、生活程度は低下し、逆に、経済が安定

し、働く者の誰もの生活が楽になれば第一生活費係数は減少し、第二生活費係数は増大するのである。

3 農家業所得と農家所得

農業所得は農業収入－農業支出、農家所得は（農業収入－農業支出）＋（農業以外の収入－農業以外の支出）であらわすことができる。これが次表である。

第三表 農家と勤労世帯の収入（単位円） ※

	農業収入 (1)	農業支出 (2)	農業所得 (A) (1)-(2)	農業以外 の収入 (3)	農業以外 の支出 (4)	農業以外 の所得 (B) (3)-(4)	農家所得 (勤労所得) (A)+(B)
農 家	23,569	4,163	(5,545) 19,406	6,306	621	5,685	25,091
勤 労 世 帯	—	—	—	—	—	—	(15,651) 22,850

※ ()内の数字は有業者＝農業にあつては農業従事者（年間60日以上農業に従事した人）÷年雇＝1人当りの所得額をあらわしたもので農業所得は5,545円、勤労世帯のそれは15,651円で約3倍の所得額を示している。これは農業従事者の限定が勤労世帯のそれと異なるからであろうが、それにしても原始産業たる農業の1人当りの所得の低いことは事実である。

農家と勤労世帯の收支計算

農家と勤労世帯の収支計算を次のようにあらわしてみた。

家計調査は農村経済力測定調査の取引と異なり、発生主義の過程でとらえているので若干収入、支出の面で異なっている項目及び内容がある。

第四表 農家と勤労世帯の収支計算

農 家 (世帯人員 6.6人)		勤 労 世 帯 (世帯人員 4.8人)	
収入総額	44,888	収入総額	32,570
実収入総額	29,875	実収入総額	22,850
農業収入	23,569	勤労収入	20,579
作物収入	20,379	世帯主	18,091
養蚕収入	247	妻	186
養畜その他	2,943	その他の世帯員	2,302
農業以外の収入	6,306	事業及び内職収入	387
農業外事業収入	2,543	その他の実収入	1,844
労賃及び財産利用収入	3,232	財産利用収入	236
その他の収入	531	社会保険給付	252
		贈り金	602
		送り金	149
		自家の財産	86
		その他	559
実収入以外の収入	5,690	実収入以外の収入	2,777
資産処分	178	貯蓄引出	1,072
貸付回収貯蓄引当金	5,237	年金無尽取	133
借入金	273	借入金	546
		掛金の買	917
		その他	109
前月からの繰越金	9,323	前月からの繰越金	6,936
		不備	7
支出総額	44,888	支出総額	32,570
実支出総額	31,095	実支出総額	21,610
家計支出	24,892	消費支出	18,837
飲食	15,698	飲食	8,408
住居	1,763	住居	1,970
被服	2,213	被服	2,673
その他の諸	5,218	その他の諸	5,786
農業支出	4,163	非消費支出	2,773
農業以外の支出	621	勤労所得	1,582
租税公課	1,419	その他	516
		社会保険	576
		その他の非消費支出	99
実支出以外の支出総額	6,303	実支出以外の支出総額	4,125
貯蓄	1,507	貯蓄	1,843
借金返	4,756	年金無尽掛	636
	40	借金の返	578
		掛金の買	997
		その他	71
翌月への繰越金	7,490	翌月への繰越金	6,827
		不備	8

農家経済の總括計算

第五表 農家経済の總括計算 (單位円)

前月の繰越金	収			支					計 (B) (2)+(4)+(5)+(6)	差引所得 (C) (A)-(B)	財産的収入 (7)	財産的支出 (8)	農家収支差引 (D) (C)+(7)-(8)	翌月の繰越金
	農業収入 (1)	農業以外の収入 (3)	計 (A) (1)+(3)	農業支出 (2)	農業以外の支出 (4)	租税公課 (5)	家計支出 (6)							
9,323	23,569	6,306	29,875	4,163	621	1,419	24,892	31,095	△ 1,220	5,690	6,303	△ 1,833	7,490	

この表では本来、農家の収支を早く知るために作つてあるもので結果表を作る中間的なものであるのをこのように整理してみた。

第六表 再生産の總括 (金額円、割合%)

	農業収入 (1)	農業支出 (2)	農業所得 (イ) (1)-(2)	農業以外の収入 (3)	農業以外の支出 (4)	農外所得 (ロ) (3)-(4)	農家所得 (ハ) (イ)+(ロ)	租税公課 (5)	家計支出 (6)	農業余剰 (イ)-(ロ)	農業経済余剰 (イ)-(ロ)-(ハ)
金額	23,569	4,163	19,406	6,306	621	5,685	25,091	1,419	24,892	△ 6,905	△ 1,220
割合	93.9	16.6	77.3	25.1	2.4	22.7	100.0	5.7	99.2	△ 27.5	△ 4.9

注 △印は負数

農業余剰=農業所得- (租税公課+家計支出) 農家経済余剰=農家所得- (租税公課+家計支出)

上の表で農業余剰を眺めて見ると今月は6,905円の赤字を示している。これは明らかに農業経営が単なる農業だけでは成つていけなくなったことを示しており、何かそこに副業的なものを、言い換えれば農業の多角化をとり入れなければ不可能であることを暗示している。これは農業所得を100.0としてみた場合、マイナス27.5の指数であつて農家が最も富裕であつた昭和20年、昭和21年=この頃は終戦直後で一般消費者及び食糧を生産しない世帯においては食糧事情の一番悪化していた時代で、カ

リー、栄養価をうんぬんするまでもなく、食糧と名のつくものはすべて農家から買あつた結果農家にとっては最良の年であつたのである=にはプラス35.3、及び21.6であつた。更に農家経済余剰をみてもなお1,220円、マイナス4.9の指数である。農外所得指数は終戦後毎年増大しつゝあり=農業単純経営ではやつていけなくなり、多角化経営の傾向になつてきた。=22.7の大きな割合を示しているが、それでもなお赤字を示している。つまり現段階における農家所得においてははかろうじて家計支出をまかなうに過ぎず、税抜きで赤字を免かされている現状である。従つて農外所得指数も昭和21年の11.3に比べれば約2倍の多きに及んでいる。

統計表 (全県1戸当り平均調査戸数98戸)

第一表 世帯帯員の構成

		男	女	計
世帯員数	0 ~ 1才	0.1	0.3	0.4
	2 ~ 5才	0.4	0.4	0.8
	6 ~ 14才	0.5	0.5	1.0
	15 ~ 19才	0.3	0.3	0.6
	20 ~ 59才	1.5	1.6	3.1
	60才以上	0.3	0.4	0.7
	計	3.1	3.5	6.6
家族以外の員数		0.1	0.0	0.1
農業従事者	15 ~ 19才	0.1	0.1	0.2
	20 ~ 59才	1.2	1.4	2.6
	60才以上	0.2	0.1	0.3
	計	1.5	1.6	3.1
農業常備		0.3	0.1	0.4

第二表 経営地の構成

		自作地	小作地	計	
耕地	田	一反畝	4.8	4	5.2
		二毛	7	0	8
	畑	普通畑	4.5	3	4.9
		果実園	0	—	0
		桑園	3	—	3
		茶園	0	—	0
		その他の畑	0	—	0
		計	10.5	9	11.4
	宅地	牧草地	8	0	8
		草畑及び採草地	1	1	2
材林地		7	—	7	
薪炭地		4.3	—	4.3	
原野		2	—	2	
雑種地		1	—	1	
計		14.4	—	14.4	
貸付地	田畑	1.0	—	1.0	
	その他	1.4	—	1.4	
計		1	—	1	

第三表 農業収入

				現金	外部支 払現物 価額	生産現 物家計 仕向額	計
作物 収入	稲	水稲	梗米	936	49	7,801	8,786
			籾米	—	—	—	—
		雑穀	68	6	191	265	
	作	陸稲	総額	—	—	106	106
			内供出	—	—	—	—
		稲藁及び加工品	177	2	2	181	
	麦	大	麦	2,666	88	909	3,663
			麦	—	5	117	122
		小	2,750	169	500	3,419	
	作	麦	麦	—	2	65	67
			麦稈及び加工品	—	—	—	—
		雑穀類	20	—	13	33	
	豆	大豆	類	185	3	122	310
			類	16	5	36	57
		甘藷	100	16	239	355	
馬	鈴	著	1,633	11	729	2,373	
		菜	36	5	4	45	
	果	389	23	131	543		
工	芸	作物	37	—	17	54	
		その他作物	—	—	—	—	
	小計	9,013	384	10,982	20,379		
養 蚕 入	上繭	繭	86	—	—	86	
		玉繭、屑繭その他	161	—	—	161	
	小計	247	—	—	247		
養 畜 入	牛乳(山羊乳)	及	12	—	83	95	
		鶏卵	895	4	332	1,231	
	仔牛、仔馬、仔豚	376	—	—	376		
養 畜 入	育成畜及び肉畜	類	196	1	—	197	
		固定資産でないもの	240	—	—	240	
	その他の畜産物	1,719	5	415	2,139		
農 業 合	雑収入	計	51	15	738	804	
		計(1)	11,030	404	12,135	23,569	

第六表 農業以外の支出

		現金	外部支 払現物 価額	計
林業	支出	4	—	4
水産業商工鉦業運送業等	の事業支出	616	—	616
負債	利子	1	—	1
雑	支出	—	—	—
合	計(4)	621	—	621

第四表 農業支出

		現金	外部支 払現物 価額	計	
農 業 支 出	備 用 費	年	20	—	20
		臨時	577	28	605
	種 蚕	苗及び種	88	—	88
		種	35	—	35
	動 物	育肉用畜類	223	—	223
		小動物及び種付料	17	—	17
	肥 飼	料	1,423	4	1,427
		料	618	153	771
	農 業 諸	薬劑	137	—	137
		材	157	—	157
	加工原料(農外加工を除く)		6	—	6
	光熱	動力	80	—	80
	小	農具	97	—	97
	農	具修繕	51	—	51
	農用	建物維持修繕	161	—	161
役畜	建物農具賃借料及料金	102	—	102	
支	払小作料	—	—	—	
農	業用被服類	36	2	38	
農	業雑支出	148	—	148	
合	計(2)	3,976	187	4,163	

第五表 農業以外の収入

		現金	外部支 払現物 価額	生産現 物家計 仕向額	計	
農 業 以 外 の 収 入	農 外 事 業 収 入	林産物収入	269	—	1,304	1,573
		水産業商工鉦業運送業等収入	962	5	—	967
		農外事業収入	—	—	3	3
	小 計	小計	1,231	5	1,307	2,543
		農業被備労賃	194	13	—	207
		その他被備労賃	267	2	—	269
	勞 賃 及 財 産 利 用 収 入	俸給賞与	2,317	—	—	2,317
		才費恩給年金手当	46	—	—	46
		金他家族からの送金	—	—	—	—
	貸 付 配 当 利 子 及 其 他 の 収 入	貸付地小作料	33	—	—	33
		配当利子及び之に準ずるもの	360	—	—	360
		小計	3,217	15	—	3,232
	被 贈 扶 助 及 其 他 の 収 入	被贈収入	344	154	—	498
		扶助金及び給付金	—	—	—	—
		農業共済金補助金	12	—	—	12
小 計	家事収入	7	14	—	21	
	小計	363	168	—	531	
	合計(3)	4,811	188	1,307	6,306	

第七表 租 税 公 課

		現金	外部支払 現物価額	計	
租 税	国 税	所得税(申告及び賦課分)	123	—	123
		所得税(源泉徴収分)	212	—	212
	県 税	相 続 税	—	—	—
		その他の県税	—	—	—
	市 町 村 税	市 町 村 民 税	157	—	157
		固 定 資 産 税	663	—	663
		その他市町村税	2	—	2
	公 課	市 町 村 寄 附 金	1	—	1
		部 落 協 議 費	6	—	6
		水 利 組 合 費 及 び 耕 地 整 理 組 合 費	26	—	26
その 他 の 公 課		50	—	50	
農 業 協 同 組 合 費		16	—	16	
諸 負 担	農 業 共 済 組 合 負 担	25	—	25	
	健 康 保 健 組 合 負 担	19	—	19	
	社 寺 費	26	8	34	
	その 他 の 負 担	85	—	85	
合 計 (5)	1,411	8	1,419		

第八表 財 産 的 收 支

		現金	外部支払 現物価額	計
財 産 的 收 入	資 産 処 分 収 入	178	—	178
	貸 金 等 の 回 収 及 び 預 貯 金 引 出	5,239	—	5,239
	借 入 金	273	—	273
	合 計 (7)	5,690	—	5,690
財 産 的 支 出	投 資	1,507	—	1,507
	貯 蓄	4,756	—	4,756
	借 入 金 返 済	40	—	40
	合 計 (8)	6,303	—	6,303

第九表 家 計 支 出

		現金	外部支払 現物価額	生産現 物家計 仕向額	計		
飲 食 費	食 物	米	147	7	8,010	8,164	
		麦	117	145	1,581	1,843	
	雑 類	穀 類	—	—	16	16	
		蔬 菜 及 び 漬 物	—	—	275	275	
		豆 類	0	3	111	114	
		海 草 及 び 乾 物	74	8	721	803	
		魚 介	52	—	0	52	
		肉、鶏 乳	604	19	6	629	
		加 工 食 料 品	99	—	382	481	
		調味料及び油脂	182	2	13	197	
被 服 費	嗜好品	調味料及び油脂	833	38	724	1,595	
		酒 類	533	7	10	550	
	小 計	煙 草	512	14	—	526	
		茶、菓子、果実	410	12	5	427	
	被 服 費	清涼飲食料	22	—	4	26	
		共同炊事外出食及び学校給食	3,585	255	11,858	15,698	
	家 計 支 出	衣 料 品	衣服及び装身具	1,738	94	—	1,832
			電 氣 代	374	7	—	381
		薪 炭 代	薪 炭 代	242	—	—	242
			薪 炭 代	75	20	1,393	1,488
家 計 支 出		その他の光熱費	33	—	—	33	
		借地借家料、住宅維持修繕	79	10	—	89	
住 居 費		家具什器、諸設備	862	6	—	868	
		サービス料金	276	—	—	276	
保 衛 費		物的費用	313	—	—	313	
		交通費	325	—	—	325	
交 通 費	通 信 費	16	—	—	16		
	学 校 教 育 費	539	—	—	539		
交 際 費	修 養 娛 楽 費	538	—	—	538		
	贈 答	399	5	112	516		
家 計 支 出	来 客 諸 会 合	91	—	3	94		
	家 計 雜 費	1,209	—	26	1,235		
記 入	臨時費(婚姻、葬儀、諸祝)	333	—	50	383		
	合 計 (6)	26	0	—	26		
合 計	11,053	397	13,442	24,892			

第十表 総 括 計 算

		現金	外部支払 現物価額	生産現 物家計 仕向額	計
前月からの繰越金		9,323	—	—	—
入	農業収入(1)	11,030	404	12,135	23,569
	農業以外の収入(3)	4,811	188	1,307	6,306
	計(A)=(1)+(3)	15,841	592	13,442	29,875
支	農業支出(2)	3,976	187	—	4,163
	農業以外の支出(4)	621	—	—	621
出	租 税 公 課 (5)	1,411	8	—	1,419
	家 計 支 出 (6)	11,053	397	13,442	24,892
計(B)=(2)+(4)+(5)+(6)		17,061	592	13,442	31,095
差引所得(C)=(A)-(B)		△ 1,220	—	—	—
財産的収入(7)		5,690	—	—	—
財 数 的 支 出 (8)		6,303	—	—	—
農家収支差引(D)=(C)+ (7)-(8)		△ 1,833	—	—	—
翌月への繰越金		7,490	—	—	—

註 △印はマイナスを示す。